

日本園芸療法学会の紹介

◆資格認定制度概要

登録園芸療法士資格認定制度は、2002年から人間・植物関係学会の園芸療法研究部会が検討を進め、2005年4月に創設されました。2005年度から2007年度までの3回の審査で総勢41名の合格者を認定しています。2008年度から日本園芸療法学会へ移譲され、年1回春に資格審査を行っています。2015年度からは、「認定登録園芸療法士」資格のみ、学会認定の教育機関もしくは教育講座を修了していない人も筆記試験をうけることで、受験資格が取得できるようになりました。

資格は、認定登録園芸療法士(毎年審査)、専門認定登録園芸療法士(毎年審査)、高等認定登録園芸療法士(当面実施しません)の三段階です。いずれも、学会員であることが基本です。

◆試験実施概要

I 認定登録園芸療法士の受験資格

(2015年度から、認定登録園芸療法士の受験資格が一部、変更になりました。)

1)一次試験(筆記)

四年制大学もしくは同等と認められるものを卒業し、園芸療法に関する実習500時間を修了した者。ただし、500時間の実習に関しては、日本園芸療法学会 専門認定登録園芸療法士の指導のもとでなければなりません。やむなく専門認定登録園芸療法士の指導が受けられなかった場合は、事務局に500時間の実習内容証明書を提出の上、相談してください。

2)二次試験(面接)

一次試験合格者および学会認定教育機関(東京農業大学・IWAD環境福祉専門学校)、もしくは学会認定教育講座(日本園芸療法研修会・園芸療法研究会西日本・千葉大学)で200時間の座学(講義および演習)と500時間の実習を修了した者。

II 専門認定登録園芸療法士の受験資格

- 学会認定教育機関(東京農業大学・IWAD環境福祉専門学校)で所定の単位を取得し、かつ卒業後に園芸療法に関する就労経験が2000時間以上ある者。
- 認定登録園芸療法士を取得後、継続して学会に3年以上所属し、以下のポイントの合計が10ポイント以上となるものは、専門認定登録園芸療法士の受験資格があります。

学会大会	・日本園芸療法学会大会への参加	1*
	・人間・植物関係学会への参加	1
発表	・日本園芸療法学会または人間・植物関係学会大会での発表	2*
	・園芸療法に関係する内容で他学会での発表	1**
	・その他の学会での発表	0.5**
論文	・日本園芸療法学会誌または人間・植物関係学会雑誌の査読付き論文	2*
	・他学会の査読付き論文	1**

組み合わせは自由ですが、「*」は必須です。「発表」「論文」内においては「**」も認めます。ただし「**」はポイントが少ないので、注意してください。また、論文および発表は、筆頭者のみポイントの対象となります。ポイントに関しては、それを証明するもの(参加証明、受講証明、論文コピー、抄録コピー等)を添付してください。

◆受験申し込みについて

1. 認定登録園芸療法士 一次試験

出願は受験者個人での申請となります。出願書類を、資格審査委員会事務局へ簡易書留(またはレターパック)にて郵送してください。

【提出書類】

- ・受験申込書
- ・卒業証明書(四年制大学もしくは同等と認められるもの)
- ・成績証明書(四年制大学もしくは同等と認められるもの)
- ・実習内容証明書
- ・ハガキ1通(返信用:受験者本人の住所と氏名を記載のこと)

○郵送先

〒509-1106 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 5770 白川病院内
日本園芸療法学会資格審査委員会事務局

2. 認定登録園芸療法士 一次試験免除(二次試験のみ)

出願は受験者個人ではなく、学会認定教育機関および学会認定講座からの一括申請となります。出願書類は、ご自身が卒業した大学または専門学校、研究会および研修会へ簡易書留(レターパックも可)にて郵送してください。

【学会認定教育機関・学会認定講座】

- ・認定教育機関
東京農業大学農学部 ・ IWAD 環境福祉専門学校
- ・認定教育講座
日本園芸療法研修会 ・ 園芸療法研究会西日本 ・ 千葉大学

【提出書類】

<東京農業大学・IWAD 環境福祉専門学校での単位修得者>

- ・受験申込書
- ・成績証明書
- ・受験資格証明書
- ・実習内容証明書
- ・ハガキ1通(返信用:受験者本人の住所と氏名を記載のこと)

<日本園芸療法研修会・園芸療法研究会西日本・千葉大学での認定講座修了者>

- ・受験申込書
- ・座学時間修了証明書
- ・実習内容証明書
- ・ハガキ1通(返信用:受験者本人の住所と氏名を記載のこと)

注1. 証明書類は所属・受講の教育機関・団体の証明印が必要です。

注2. 成績証明書はマーキング等で必要科目がわかるようにしてください。

必要科目以外は、黒く塗りつぶすことも可能です。

注3. 実習内容証明書は、各教育機関(あるいは教育講座)の代表者が責任をもって記述して下さい。

不明点は証明者に連絡します。

3 専門認定登録園芸療法士

A 学会認定教育機関(東京農業大学・IWAD 環境福祉専門学校)で所定の単位を取得し、かつ卒業後に園芸療法に関する就労経験が 2000 時間以上ある者。

出願は各教育機関・教育講座機関からの申請となります。

【提出書類】

- ・受験申込書
- ・成績証明書
- ・受験資格証明書
- ・実習内容証明書
- ・就労証明書
- ・ハガキ1通(返信用:受験者本人の住所と氏名を記載のこと)

B 認定登録園芸療法士を取得後、継続して学会に3年以上所属し、以下のポイントの合計が10ポイント以上となるものは、専門認定登録園芸療法士の受験資格があります。

出願は個人での申請となります。

学会大会	・日本園芸療法学会大会への参加	1*
	・人間・植物関係学会への参加	1
発表	・日本園芸療法学会または人間・植物関係学会大会での発表	2*
	・園芸療法に関係する内容で他学会での発表	1**
	・その他の学会での発表	0.5**
論文	・日本園芸療法学会誌または人間・植物関係学会雑誌の査読付き論文	2*
	・他学会の査読付き論文	1**

組み合わせは自由ですが、「*」は必須です。「発表」「論文」内においては「**」も認めます。ただし「**」はポイントが少ないので、注意してください。また、論文および発表は、筆頭者のみポイントの対象となります。ポイントに関しては、それを証明するもの(参加証明、受講証明、論文コピー、抄録コピー等)を添付してください。

【提出書類】

- ・受験申込書
- ・成績証明書(四年制大学もしくは同等と認められるもの)
- ・ポイント内訳表
- ・ハガキ1通(返信用:受験者本人の住所と氏名を記載のこと)